

学校感染症の種類と出席停止の取り扱いについて

○ 感染症法対象(1類～5類)となる感染症が学校保健安全法では以下の3種に分けられます。また、学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合は本人の療養と他者への蔓延、流行を防ぐために出席停止の措置をとることになっております。

学校保健安全法施行規則 令和6年4月7日

1. 第一種：完全に治癒するまで出席停止

エボラ出血 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ジフテリア 急性灰白髄炎(ポリオ)
重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ(H5N1) など

2. 第二種：診断がついたら速やかに学校に連絡をする。医師の指示に従い出席停止期間を守る。

病名	通学のめやす(出席停止解除のめやす)
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮下するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が腫れて、5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日を経過するまで
結核	医師により感染恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

3. 第三種：病状により医師において感染力の恐れがないと認めるなど、医師の判断で出席停止を必要とする。

病名	通学のめやす(出席停止解除のめやす)	
流行性角結膜炎急性出血性結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから	
腸管出血性大腸菌(O-157)	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの	
条件により出席停止の措置が考えられる疾患	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
	ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事が取れること

< 注意事項 >

- 上記感染症の診断がついた場合は、速やかに担任(学校)へご連絡ください。
- 感染症が治癒して登校する際は、「治癒(出席停止)証明書」(P.39)に保護者の方が記入し、医療機関(調剤薬局)で発行された「医療費明細書」(日付・薬剤名・薬局名)をコピー(原本可)して裏面に添付し、生徒本人が担任へ提出するようにしてください。
- 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「条件により出席停止」として緊急的に措置をとることがあります。「条件により出席停止」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。
- 出席停止証明書の使用については、下記のいずれかの方法でお願いします。
 - 入学説明会しおりP.39を使用して下さい(コピーをして予備で自宅にて保管しておいてください)
 - 本校のホームページからダウンロードもできます。また、学校でもお渡することができます。